

○大分県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和三十九年十月十三日

大分県条例第九十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、大分県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第三十九条第一項の規定により指定する商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第三条 法第四十条第一項に規定する条例で定める構築物は、別表に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(分区の追加指定に伴う措置)

第四条 法第三十九条第一項の規定に基づき、新たに分区を指定した場合において、その分区指定の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

(罰則)

第五条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(平成一二年条例第二〇号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、改正後の大分県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(平成一三年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五五号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

商港区	<ul style="list-style-type: none"><li>一 法第二条第五項第二号から第九号まで、第九号の三から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)</li><li>二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所</li><li>三 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、検疫所その他知事が指定する官公署の事務所</li><li>四 飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業の用に供するものを除く。以下同じ。)、旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗その他知事が指定する便益施設</li><li>五 中央市場</li><li>六 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設</li><li>七 港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設</li><li>八 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド</li><li>九 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗</li><li>十 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設</li><li>十一 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設</li></ul>
工業港区	<ul style="list-style-type: none"><li>一 法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設</li><li>二 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設</li><li>三 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設</li><li>四 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安部、検疫所その他知事が指定する官公署の事務所</li></ul>

	<p>五 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>六 第二号から前号までに掲げる施設に従事する者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>七 第二号から前号までに掲げる施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設</p>
漁港区	<p>一 法第二条第五項第二号、第四号、第五号、第九号、第九号の三及び第十号の二に掲げる港湾施設</p> <p>二 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設</p> <p>三 漁船の修理施設及びその附帯施設</p> <p>四 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設</p> <p>五 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設</p> <p>六 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設</p> <p>七 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設</p> <p>八 漁船乗組員及び漁業関係労務者の休泊所及び診療所</p> <p>九 漁業会社、漁業組合その他水産関係の団体及び業者の事務所</p> <p>十 水産庁その他知事が指定する官公署の事務所</p> <p>十一 日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設</p>
保安港区	<p>一 法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号の二、第九号、第九号の三及び第十号の二に掲げる港湾施設</p> <p>二 貯油施設、危険物置場及び危険物倉庫</p> <p>三 消火施設その他の危険防止施設</p> <p>四 給油業者その他の危険物を取り扱う業者の事務所</p> <p>五 消防署その他知事が指定する官公署の事務所</p>
マリーナ港区	<p>一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第九号の三及び第十号の二に掲げる港湾施設</p> <p>二 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設</p> <p>三 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、レクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設</p> <p>四 消防署その他知事が指定する官公署の事務所</p> <p>五 レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテル</p>

	ル、店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設
修景厚生港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第九号の三及び第十号の二に掲げる港湾施設</li> <li>二 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、公会堂、展望施設その他知事が指定するこれらに類する施設</li> <li>三 スポーツ又はレクリエーション施設</li> <li>四 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所</li> <li>五 店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設</li> </ul>